

**「南海トラフ沿いの異常な現象への  
防災対応のあり方について(報告)」と  
今後の進め方**

# 大規模地震対策特別措置法(大震法)に基づく地震防災応急対策について

- 東海地震を対象とする大震法は、確度の高い地震の予測を前提として防災対応を実施する仕組み

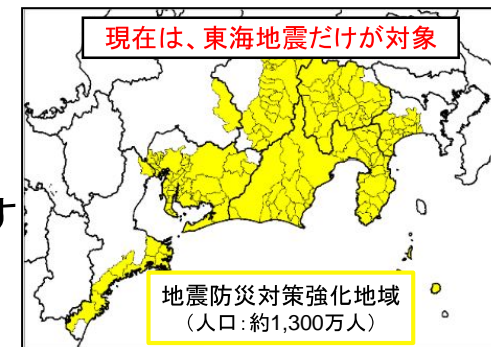
## 大震法に基づく地震防災応急対策の仕組み

昭和53年に、東海地震の切迫性の指摘と地震予知が可能であるとされたことを受けて立法

- 地震防災対策強化地域の指定

大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域

(内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問し、関係都道府県知事に意見を聴いて指定)



- 強化地域内の各主体は地震が予知された場合に実施する対策(地震防災応急対策)を自ら計画として作成

### 【基本計画】

(中央防災会議)

警戒宣言発令時の国の対応方針や、地方公共団体や事業者の計画の基本的考え方を規定

### 【強化計画】

(都道府県、市町村、指定行政機関、指定公共機関)

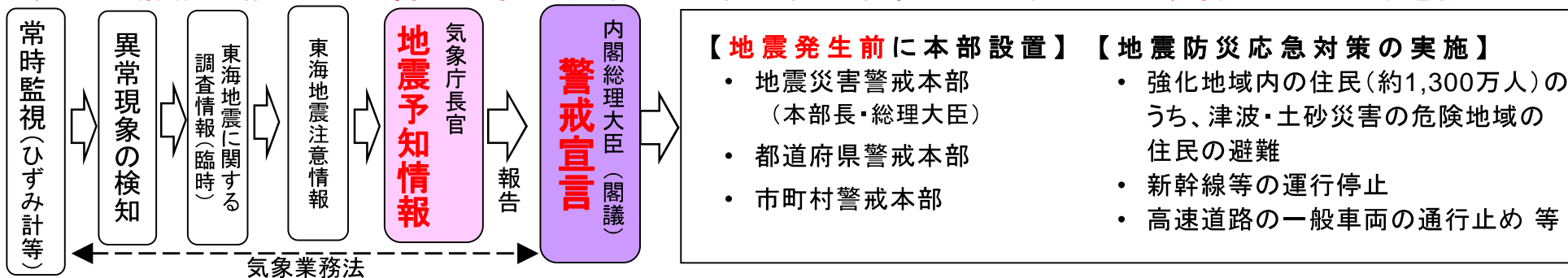
関係省庁、地方公共団体等が、警戒宣言発令時の避難勧告の発令基準等を規定

### 【応急計画】

(病院、百貨店、鉄道事業等の民間事業者)

民間事業者が、警戒宣言発令時に緊急的に実施する対策を自ら規定

- 地震予知情報の報告 → 警戒宣言の発令 → 各主体は各種計画に定めた地震防災応急対策を実施



## 大規模地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震対策に関する経緯

昭和53年12月 大規模地震対策特別措置法 施行  
⇒地震予知情報をもとに、あらかじめ定めておいた緊急的な対応を実施することで被害を低減する仕組み

地震予知は一般的に困難との認識にあり、南海トラフにおける巨大地震についても同様等、様々な議論  
⇒南海トラフ地震の発生時期の予測可能性に関する科学的知見の収集・整理を行うことを目的に、平成24年7月に「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」を立ち上げ

平成25年5月 南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会 とりまとめ  
⇒「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい」との結論

大規模地震対策特別措置法では東海地震のみを対象として地震防災対策強化地域が指定され、地震防災基本計画が立てられているが、近い将来、南海トラフ沿いの広い範囲で大規模な地震の発生が懸念  
⇒大規模地震の予測可能性について検討を行うとともに、それを踏まえた、南海トラフ沿いの地震観測やその評価体制のあり方や観測・評価に基づく地震防災対応のあり方について検討を行うため、平成28年9月に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」を立ち上げ

平成29年9月 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ とりまとめ  
⇒「大震法に基づく現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないため、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」「現在の科学的知見を防災対応に活かしていくという視点は引き続き重要であり、異常な現象を評価し、どのような防災対応を行うことが適切か検討すべき」との結論

平成30年3月 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ立ち上げ  
⇒南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討

## 前回ワーキンググループとりまとめ後の政府の対応

○H29.9.26のWGとりまとめ公表後、「防災対策実行会議」(座長:菅官房長官)を開催し、以下の方針で対応。

### ①「検討体制の早期確立と防災対応の速やかなとりまとめ」

関係自治体や事業者の協力を得て、**早期に検討体制を確立し、新たな防災対応の具体化と実施に必要な仕組みの構築のための検討を、できる限り速やかに進めること。**



今後、地域と一緒に具体化を図っていくため、まずは、**静岡県、高知県、中部経済界などに御協力いただいて、モデル地区での具体的な検討を実施**。また、地域ブロック単位で関係都府県などにWGの報告書などについての説明会を開催。

### ②「間隙を作らない政府対応の実施」

新たな防災対応の検討をしている間にも、南海トラフで異常な現象が発生する可能性があることから、対応に間隙を作ることのないよう、政府が対応すべき事項については、全体のとりまとめに先行して検討を進めること。



南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報発表後、**内閣府(防災担当)が主体となり、関係省庁災害警戒会議を開催**(平成29年11月1日より運用開始)

#### <警戒会議の内容>

##### ・国民への呼びかけ

被害が想定される地域の住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、呼びかけを行う。  
(呼びかける備えの例)  
家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

##### ・政府の対応を確認

(関係省庁の対応の例)  
情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

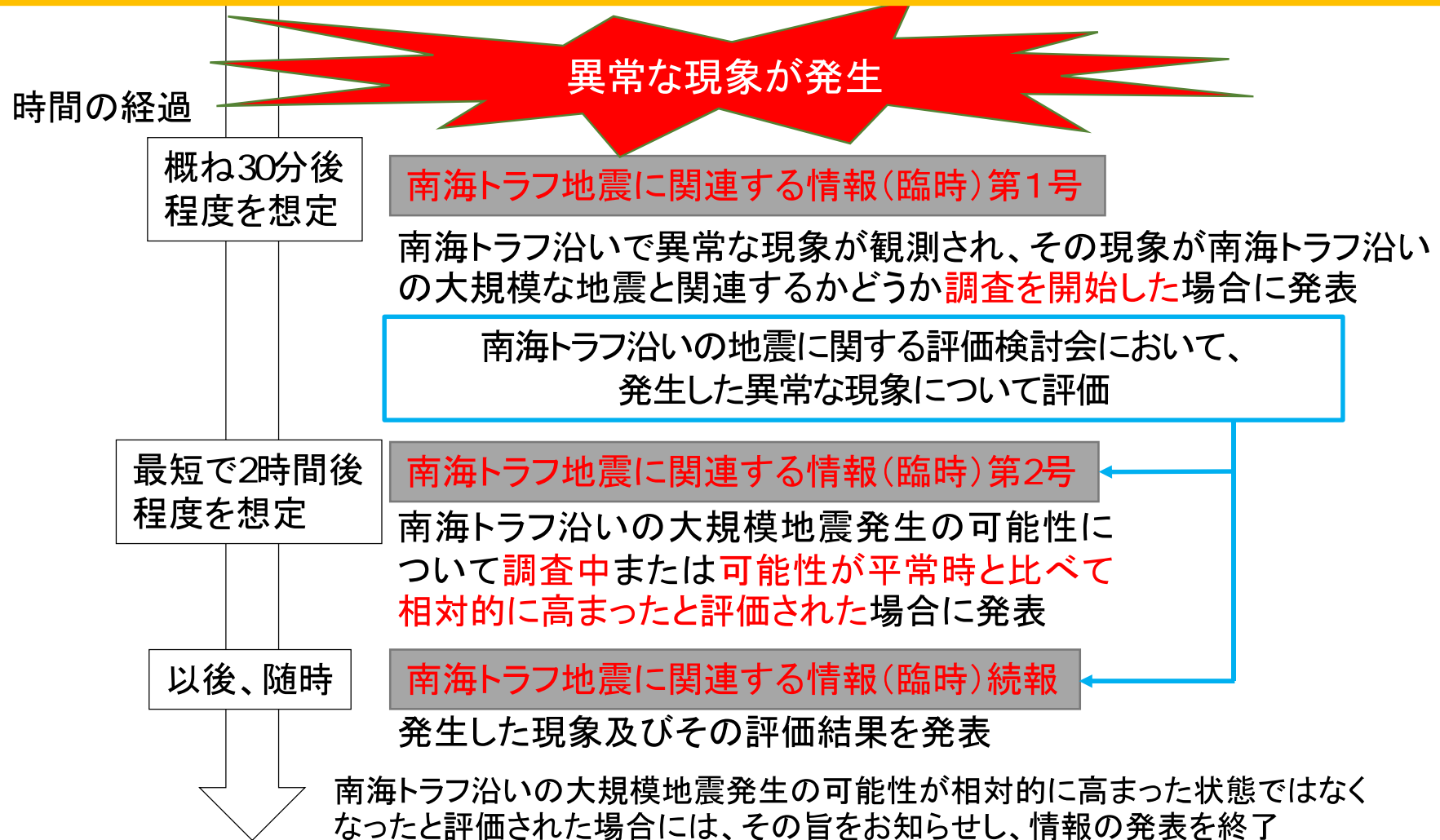
### ③「国民に対する迅速な情報提供の実施」

防災対応には、正確な情報が不可欠であることから、南海トラフ沿いで大規模地震の発生可能性がある異常な現象を観測した場合には、迅速、適切な情報提供を行うこと。

⇒ 気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を平成29年11月1日より運用開始。

## 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」に関する基本的流れ

- 異常な現象が発生した場合、概ね30分後程度で調査を開始した旨、最短2時間後程度で大規模地震発生の可能性が相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」を公表



※本情報以外に、状況に応じて、地震速報、津波警報等を発表

# 中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ

## ○趣旨

平成29年9月、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性が示された。

これに基づき、国は、静岡県、高知県、中部経済界等の協力の下、具体的な防災対応について、地域の実情を踏まえて検討してきた。

この検討を踏まえ、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討するため、平成30年3月27日に防災対策実行会議の下にワーキンググループを設置した。

## ○論点

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方
- ・上記の防災対応を実行するに当たっての仕組み など

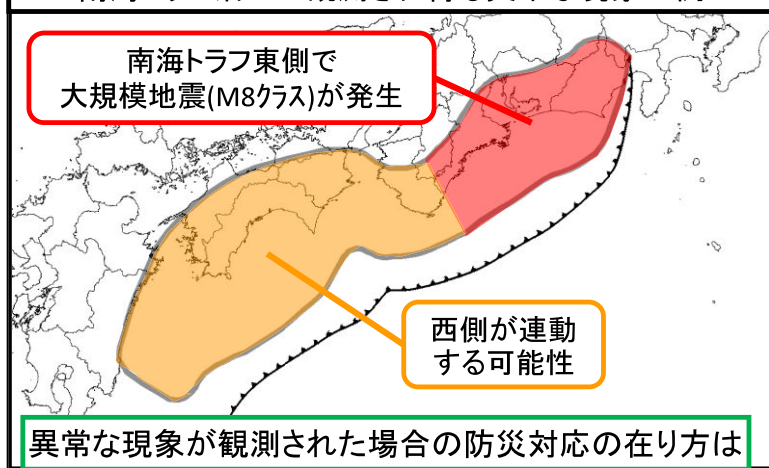
## ○ワーキンググループ開催状況

- ・第1回 平成30年 4月12日（木）
- ・第2回 平成30年 6月11日（月）
- ・第3回 平成30年 8月 6日（月）
- ・第4回 平成30年 9月25日（火）
- ・第5回 平成30年10月23日（火）
- ・第6回 平成30年11月13日（火）
- ・第7回 平成30年12月11日（火）

## ○メンバー

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| （主査） 福和 伸夫 | 名古屋大学減災連携研究センター長・教授                  |
| （委員） 岩田 孝仁 | 静岡大学防災総合センター長・教授                     |
| 大林 厚臣      | 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授                   |
| 加藤 孝明      | 東京大学生産技術研究所准教授                       |
| 清野 純史      | 京都大学大学院工学研究科教授                       |
| 鎌田 泰子      | 神戸大学大学院工学研究科准教授                      |
| 阪本真由美      | 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授                |
| 田中 淳       | 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授          |
| 田村 圭子      | 新潟大学危機管理本部危機管理室教授                    |
| 中埜 良昭      | 東京大学生産技術研究所教授                        |
| 野口貴公美      | 一橋大学大学院法学研究科教授                       |
| 橋爪 尚泰      | 日本放送協会報道局災害・気象センター長                  |
| 矢守 克也      | 京都大学防災研究所教授                          |
| 平田 直       | 東京大学地震研究所地震予知研究センター長・教授              |
| 山岡 耕春      | 名古屋大学大学院環境学研究科教授                     |
| 栗原 大介      | 一般社団法人中部経済連合会常務理事                    |
| 青木 章泰      | 日本商工会議所常議員・総合政策委員<br>(高知県商工会議所連合会会頭) |
| 川勝 平太      | 静岡県知事                                |
| 尾崎 正直      | 高知県知事                                |

南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象の例





# 南海トラフの地震対策

- 南海トラフの大規模地震の被害の甚大さを踏まえ、異常な現象を観測した場合、その情報を減災に活かしていくことが必要

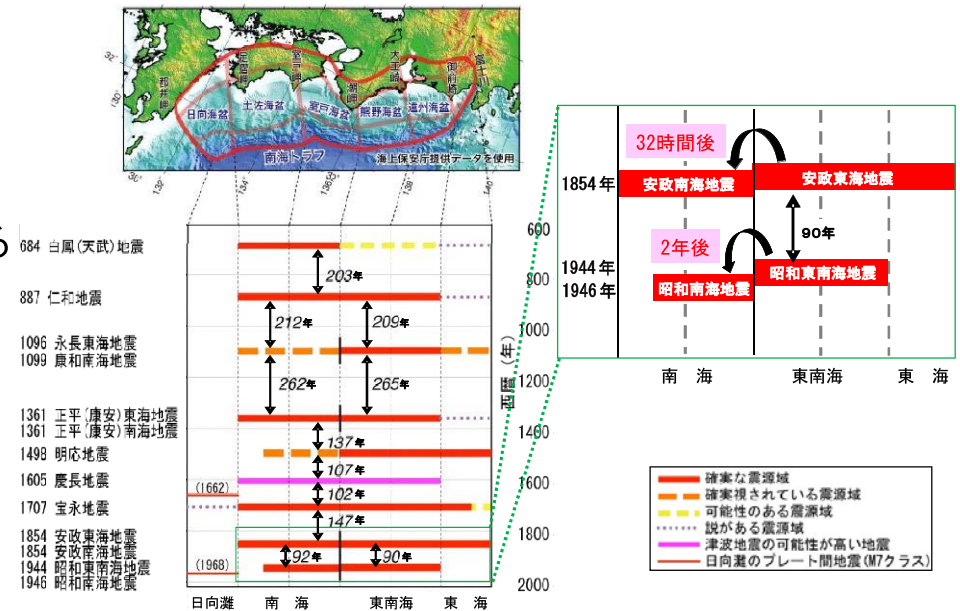
## 南海トラフの大規模地震

- **対策を実施したとしても、なお甚大な被害**が発生するおそれ  
(想定される被害 対策前:死者約323,000人 →対策後:死者約61,000人)
- **南海トラフ全体で大規模地震が切迫**  
(30年以内にM8~M9クラスの地震発生確率は70~80%)
- 過去の地震では、**半割れのケース**※など、発生形態に多様性がある  

※ 1854年 東側での地震の32時間後に西側で地震が発生
1944年 東側での地震の2年後に西側で地震が発生
- **大地震の発生前にも前震・地殻変動など様々な現象が捉えられる可能性**があり、これらの観測情報などの科学的知見を防災対応に活かすという視点は重要



## 南海トラフ沿いで過去に発生した大規模地震の震源域の時空間分布



どのような現象が典型的なケースに該当するのか、また、その具体的な基準等について検討を行うとともに、**住民や企業における基本的な防災対応の方向性、それらを実行性のあるものとするために必要な仕組み等について整理**

# 防災対応を取るべきケース

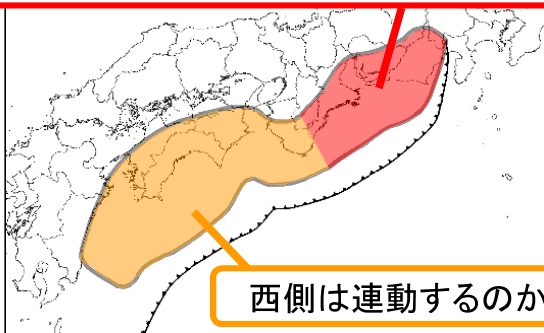
- M6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際には、以下の3ケースに応じた防災対応を取る
- 大規模地震発生の可能性、社会の状況、避難等の防災対応に対する受忍の限度等を踏まえ、各ケースの具体的な防災対応の内容及びそれを実施する期間を検討
- 本ワーキンググループにおける各ケースの防災対応は、標準的な考え方を示したものであり、住民、地域、企業等、個々の状況に応じて、自ら可能な防災対応を実施することが重要

## 半割れ(大規模地震 **M8.0 以上**)/被害甚大ケース

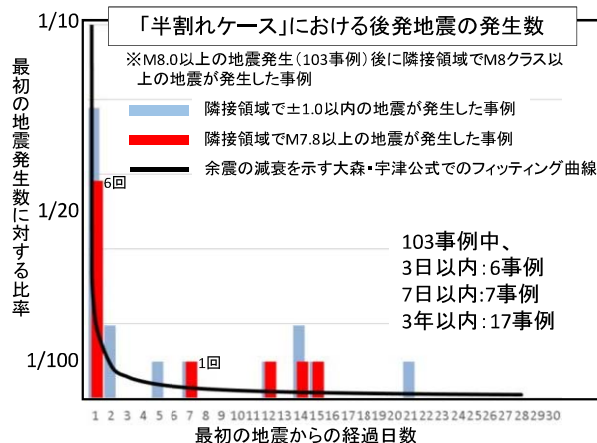
### <評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの?



7日以内に発生する頻度は  
十数回に1回程度  
(7事例/103事例)

**通常の100倍程度の確率**

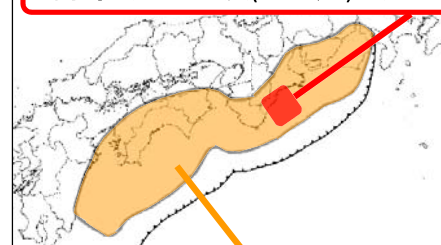
※通常  
「30年以内に70~80%」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度

## 一部割れ(前震可能性地震 **M7.0 以上** / 被害限定ケース **8.0 未満**)

### <評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースの場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフの大規模地震の前震か?

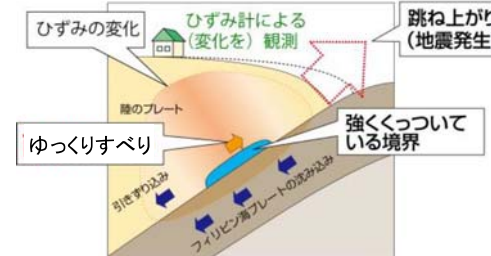
7日以内に発生する頻度は  
数百回に1回程度  
(6事例/1437事例)

**通常の数倍程度の確率**

## ゆっくりすべり/被害なしケース

### <評価基準>

- ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

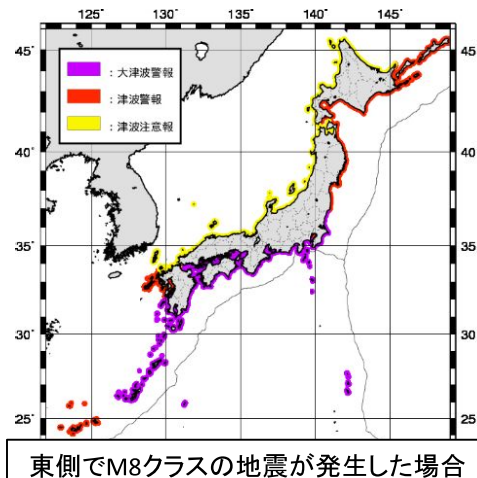
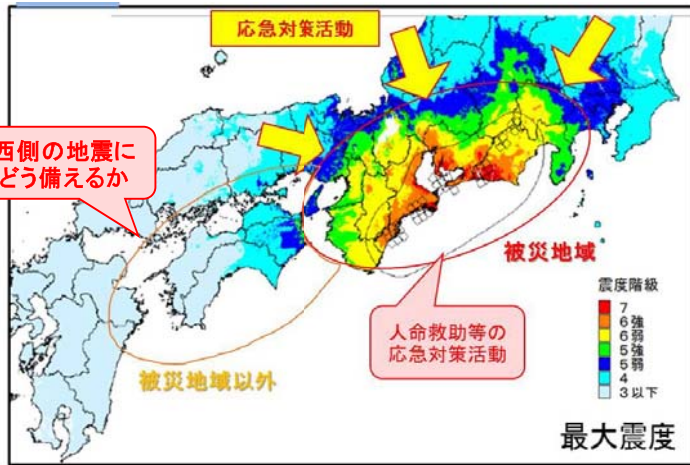




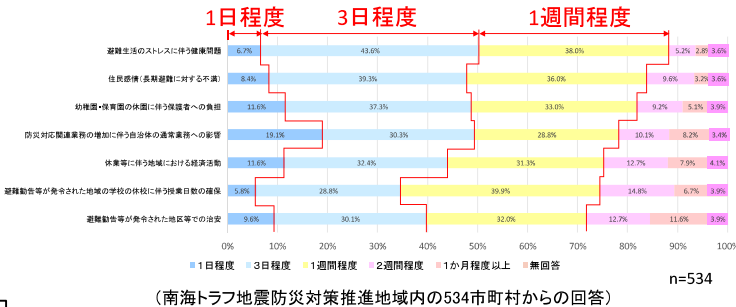
# 「半割れケース」における防災対応

○ 南海トラフ沿いでM8クラスの地震が発生した場合、被災地域以外でも、後発地震に備え1週間は防災対応を実施

## 半割れ(大規模地震 M8.0 以上)/被害甚大ケース



問 (避難勧告等の発令を「既に検討」「検討必要あり」と回答した場合のみ)南海トラフ地震情報を受けて避難勧告等を発令し続けた場合、**大きな影響が出るまでの期間はそれぞれどの程度と考えられますか。**沿岸の市町村では、ケース1の場合は、初めに発生した地震に伴い発令した避難勧告等の期間も含めた期間をご回答ください。



- ✓ 政府は**緊急災害対策本部等**を設置
- ✓ 人命救助等の**応急活動**を開始

- ✓ 地震発生直後から**南海トラフ全体に大津波警報等**を発表
- ✓ 全ての**沿岸地域の住民は、既に避難を開始**

最も警戒する期間は**1週間を基本**、その後さらに1週間「一部割れケース」の防災対応を実施

<住民>・地震発生後の避難で**明らかに避難が完了できない地域の住民は避難。**

・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難。

・それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる。

<企業>・**不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等**については、出火防止措置等の**施設点検を確実に実施。**

・大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施。

・それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる。

・地震に備えた事業継続にあたっては、一時的に企業活動が低下しても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を推奨。

## 「半割れケース」における避難の検討(津波)

- 国は、津波避難に対する考え方と避難を検討すべき対象地域の考え方を提示
- 地方公共団体は、国が提示する考え方等を踏まえ、地域における詳細な津波の想定や避難施設の整備状況等から避難の対象となる地域をあらかじめ検討

### 検討対象地域の考え方

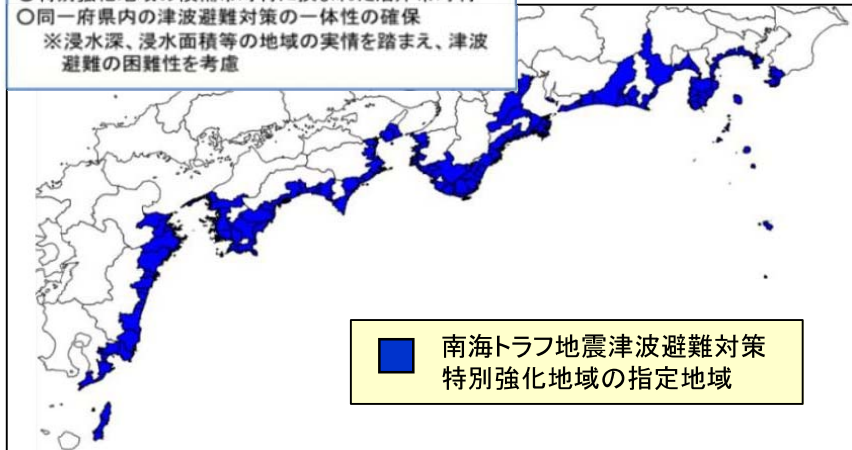
- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域

※ 30cm以上：浸水深が30cmを超えると死者が発生

※ 30分以内：東日本大震災時に発災直後(5分以内)に避難を開始し、30分以内に避難場所に到達した人の割合は9割程度

#### 指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
  - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
  - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※ 浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



### 津波による避難対象検討フロー例

「津波到達時間」と  
「避難に要する時間」  
の比較を行い、  
避難の可能性を検討

① 全住民が明らかに間に合わない地域

⇒ 全住民は事前避難

② 要配慮者等の避難が間に合わない地域

⇒ 要配慮者等は事前避難、その他の住民は地震発生時に避難できる準備

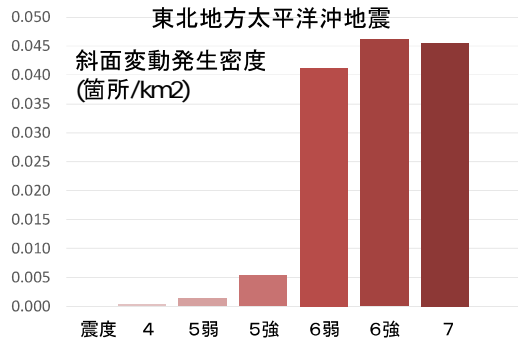
③ 健常者、要配慮者のいずれも避難可能な地域

⇒ 事前避難はせず、地震発生時に避難できる準備

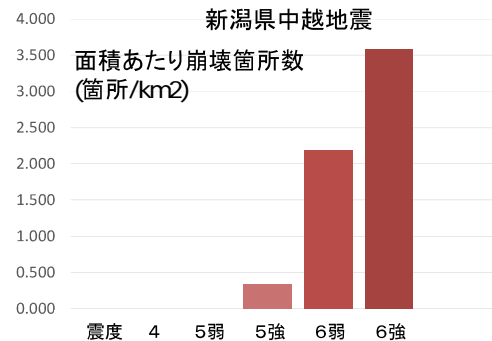
## 「半割れケース」における避難の検討(土砂災害)

- 地震による土砂災害発生要因が十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難
- 津波に比べ地震に伴う土砂災害による死者数は相対的に少ないことが想定されるが、不安がある住民はあらかじめ安全な知人宅や親類宅等への避難を検討
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設については、土砂災害防止法に基づき作成している避難確保計画等を参考に、施設管理者が入居者の安全確保を検討

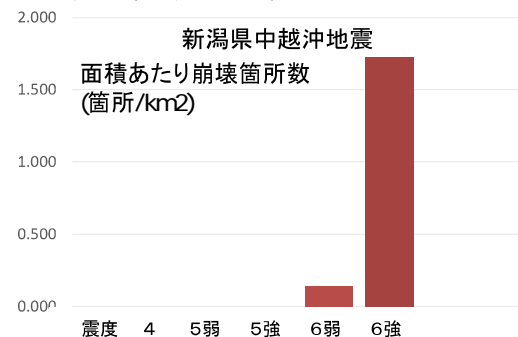
震度階級ごとの斜面崩壊等発生密度



出典: 日本地すべり学会誌 2013年 50巻 2号 P.91-96

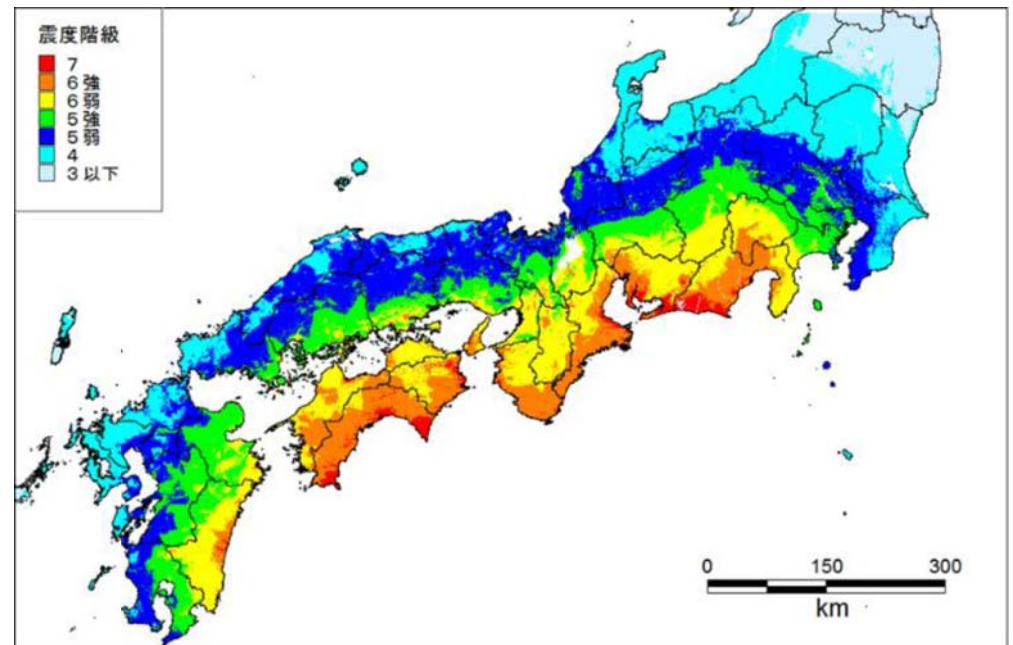


出典: 砂防学会紙 2009年 61巻 5号 P.46-51



出典: 砂防学会紙 2009年 61巻 5号 P.46-51

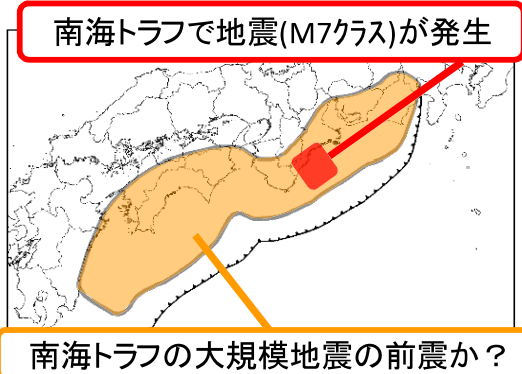
最大クラスの地震(M9クラス)の震度分布図(最大震度重ね合わせ)



# 「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」における防災対応

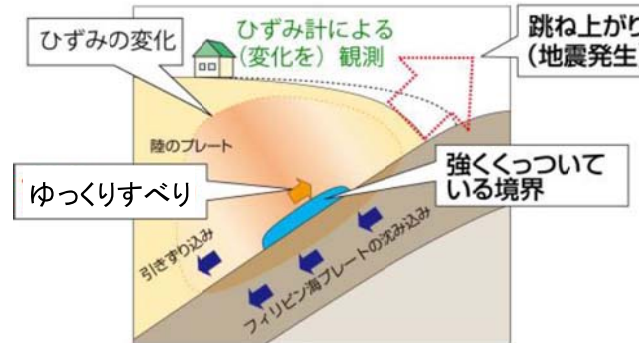
○ 「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」では、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施

## 一部割れ(前震可能性地震 **M7.0以上** / **8.0未滿** )/被害限定ケース



- ✓ 一部の沿岸地域の住民は避難を開始
- ✓ 多くの地域では大きな被害が発生していない状況

## ゆっくりすべり/被害なしケース



- ✓ 揺れや津波はなく、交通インフラ等は通常通り
- ✓ 前例のない事例として社会的関心を集めている

➡ **日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 等**

(一部割れケース)最も警戒する期間は**1週間を基本**として防災対応を実施  
 (ゆっくりすべりケース)すべりの変化していた期間と概ね同程度の期間が経過し、新たな変化がないと評価されるまで、防災対応を実施

### 【住民】 日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・家具の固定の確認 ・家族との安否確認手段の確認
- ・避難場所・避難経路の確認 ・家庭における備蓄の確認 など

### 【企業】

- ・従業員等の安否確認手段の確認
- ・利用者の避難誘導や従業員の避難経路等の確認
- ・施設や設備の点検 ・什器・設備の固定の確認 など

### 【住民】 個々の状況に応じた防災対応の例

- ・すぐに避難できる準備(非常持出袋等) ・親戚・知人宅への自主避難
- ・転倒、落下物等のない安全な部屋で過ごす など

### 【企業】

- ・海沿いの道路利用の抑制 ・部品の在庫増加
- ・天井からの物の落下が懸念されるスペースの使用抑制
- ・電子データや重要書類のバックアップ、保管 など



# 住民の防災対応の流れ

## ○ それぞれのケースに応じた防災対応期間経過後は、地震の発生に注意しながら通常の生活

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間	<b>防災対応 A</b> 沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	<b>防災対応 B</b> 警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる(必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>防災対応 B'</b> 警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
1週間			
2週間※	<b>防災対応 B</b> 警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる(必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※2週間とは、避難を前提とした期間(1週間)  
+警戒レベルを上げることを中心とした期間(1週間)

上記は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである



## 防災対応の実施のための仕組みや配慮事項、今後の取り組み

- 防災対応を実行するに当たって、計画づくりや情報のあり方の検討、一斉開始の仕組みが必要
- 住民や企業等の防災対応を検討・実施するに当たっては、適切な情報提供や検討を促すためのガイドライン(仮称)の提示、個別分野における防災対応について明らかにすることが必要

### 防災対応を実行するに当たっての仕組み

#### ○ 防災対応の計画づくり

混乱なく適切に防災対応を取るためには、国、地方公共団体等を取るべき防災対応を計画として、あらかじめ定めることが必要

#### ○ 異常な現象が観測された際の情報のあり方

該当するケースや警戒のレベルに応じた防災対応が取れるよう、情報の内容等について名称や位置づけを検討することが必要

#### ○ 防災対応の一斉開始の仕組み

取るべき防災対応のレベルに応じて、防災対応を一斉に開始する必要がある旨を明らかにすることが必要

### 住民や企業等の防災対応を検討・実施するに当たって、配慮すべき事項

#### ○ 突発地震対策の促進

突発地震に対して実施しておくべき対策を一層進めていくことが、多様な発生形態のある南海トラフ地震対策としては最も有効

#### ○ 社会的混乱の防止と適切な情報提供

南海トラフ地震関連情報等の情報について、国は国民が正しく理解できるよう丁寧に周知していくことが必要

#### ○ 住民や企業等の防災対応の検討を促すためのガイドライン(仮称)

国は、ガイドライン(仮称)として、防災対応の基本的な考え方、検討すべき項目、検討手順、留意点等を示すことが必要

#### ○ 個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項

住民や企業における防災対応の方向性を踏まえ、通信や物流等の指定公共機関に加えて、学校や病院等の個別分野における防災対応の方向性について、関係省庁と調整の上、明らかにすることが必要

○ 国は制度等について検討を進めるとともに、関係省庁と連携して各個別分野の防災対応の方向性について検討し、それらを踏まえたガイドライン(仮称)を速やかに提示することが必要

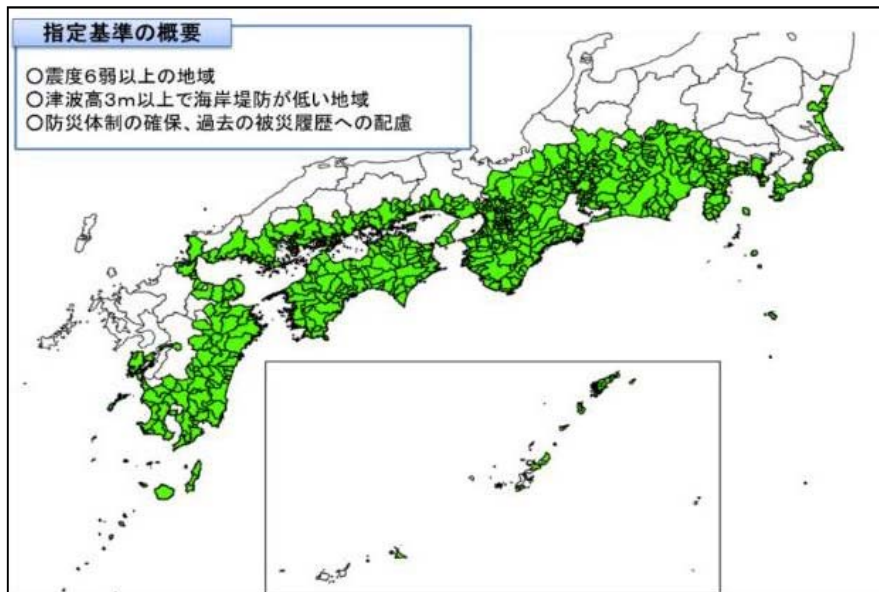
○ そのガイドライン(仮称)をもとに地方公共団体や企業等の具体的な防災対応の検討を促進させることが重要

## 防災対応の計画策定が必要な地域や企業

- いざというときに混乱なく適切に防災対応を取るためには、国、都府県、市町村、企業等は取るべき防災対応を計画として、あらかじめ定めることが必要
- 計画策定を求める対象については、震度6弱以上が想定される等南海トラフ地震で著しい被害が生ずるおそれがある地域を基本
- 同地域内の都府県、市町村、指定行政機関、指定公共機関に加えて、大震法で地震防災応急計画が義務づけられているような、地震発生による被災等により社会に大きな影響を及ぼす可能性がある企業等についても計画策定が必要
- 計画の策定を求めない企業についても、個々の状況に応じて防災対応を検討・実施することが重要

### 大震法で地震防災応急計画の策定が義務付けられている事業者・管理者

- ①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
  - ・地震に伴い他に大きな被害をもたらす可能性を内在しているもの  
鉱山、貯木場、人に危害を加える恐れのある動物がいる動物園、1000人以上の工場等
  - ・不特定ではないが行動能力に欠ける者等を多数収容にしているもの  
学校、社会福祉施設
  - ・公益性が高く地震防災応急対策や災害応急対策を実施するうえで他に大きな影響を与える蓋然性がある  
地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン



南海トラフ地震防災対策推進地域(1都2府26県707市町村)

# 国から発表する情報のイメージ

## ○ 国から発表する情報としては、以下のイメージを想定

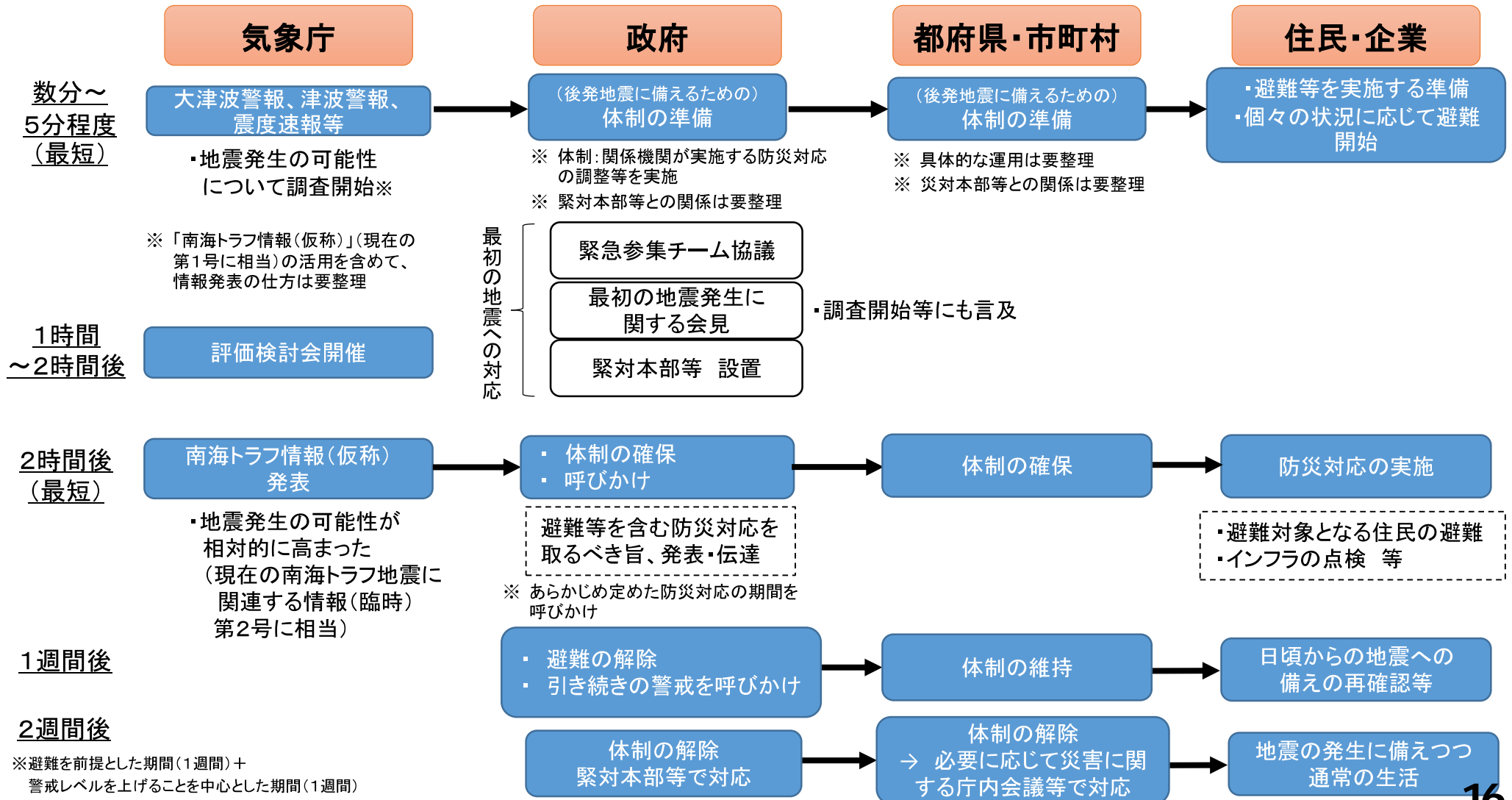
異常な現象を観測してからの経過時間	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
<p>(最短)5分程度以降</p> <p>※津波警報等や震度情報の発表状況を踏まえ、できるだけ速やかに発表 ※「ゆっくりすべりケース」は調査が必要と認められた場合</p>	<p>今回の地震と南海トラフで想定されている大規模地震との関連性についての調査を開始しました。 今後の情報に注意し、できるだけ身の安全を守る行動を取ってください。</p>		<p>ひずみ計等で有意な変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性があるため、南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。 今後の情報に注意してください。</p>
<p>(最短)2時間程度</p> <p>大規模地震の発生可能性が高まったと評価された時</p>	<p>大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 1週間程度、あらかじめ定められた避難対象者※は避難するなど、警戒してください。 ※「避難対象者」は市町村等が定める</p>	<p>大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。</p>	<p>大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。</p>
<p>1週間</p> <p>あらかじめ定めた最も警戒する期間の経過後</p> <p>※「ゆっくりすべりケース」は、変化が収まり、変化していた期間と概ね同程度の期間の様子を見て、新たな変化が見られなかった場合</p>	<p>地震活動は当初に比べて徐々に低下してきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 避難を解除し、引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。</p>	<p>地震活動は当初に比べて徐々に低下してきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら、通常的生活を送ってください。</p>	<p>通常と異なるゆっくりすべりは概ね収まったと見られますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら通常的生活を送ってください。</p>
<p>2週間</p> <p>避難を前提とした期間(1週間) + 警戒レベルを上げることを中心とした期間(1週間)</p>	<p>地震活動は当初に比べて徐々に低下してきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら、通常的生活を送ってください。</p>		

# 「半割れケース」における防災対応の流れのイメージ

○ 「半割れケース」における防災対応は、以下の流れを想定

## ＜南海トラフでM8クラスの地震が発生＞

社会の状況：震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発生

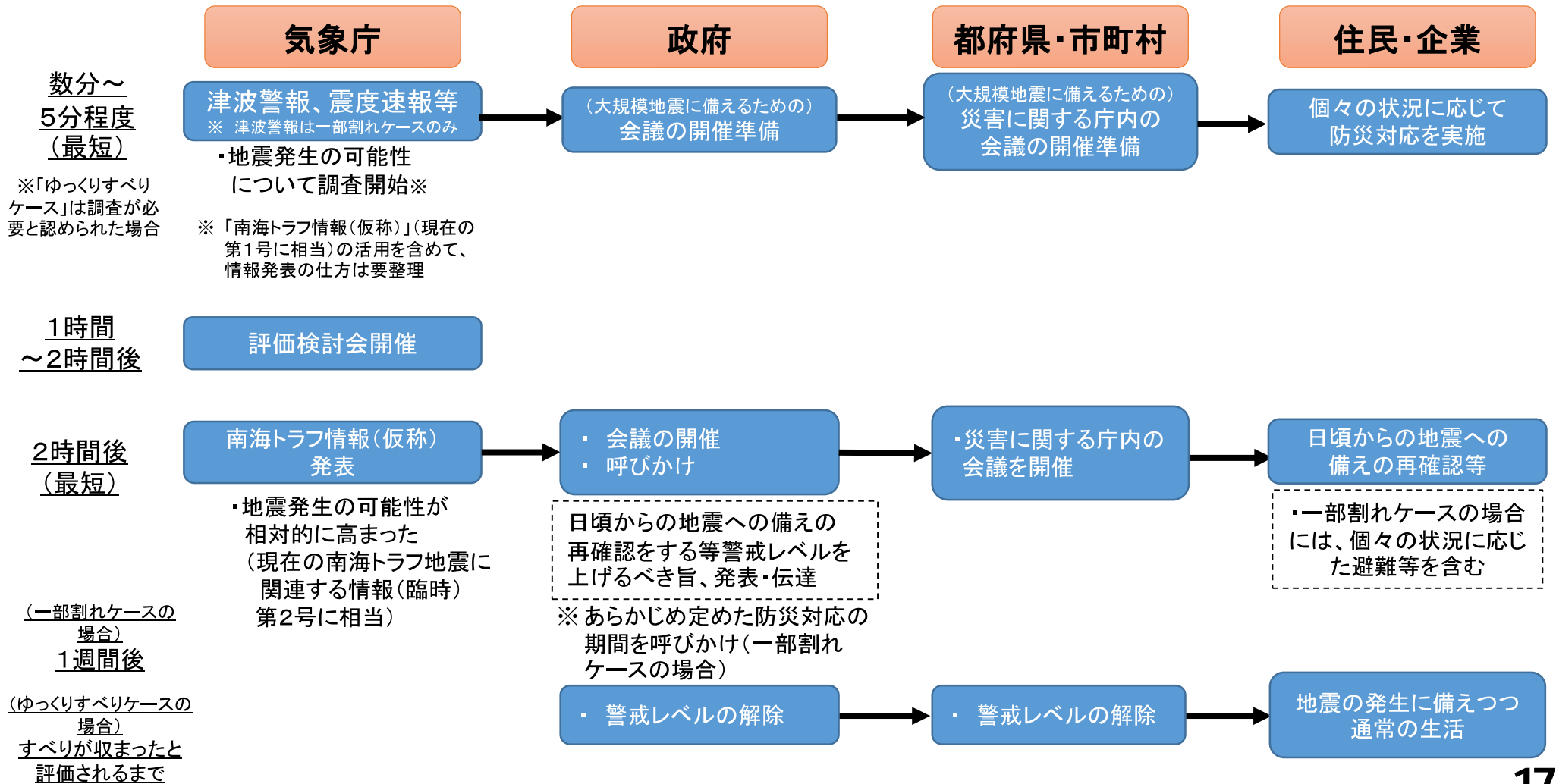


# 「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」における防災対応の流れのイメージ

○ 「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」の防災対応は、以下の流れを想定

## ＜南海トラフでM7クラスの地震 or プレート境界面でのすべりが発生＞

社会の状況：(一部割れケース)一部を除き多くの地域では被害が発生しない(「半割れケース」と比較すると大きな被害は発生しない)  
 (ゆっくりすべりケース)地震動を感じることなく、また津波も発生しない





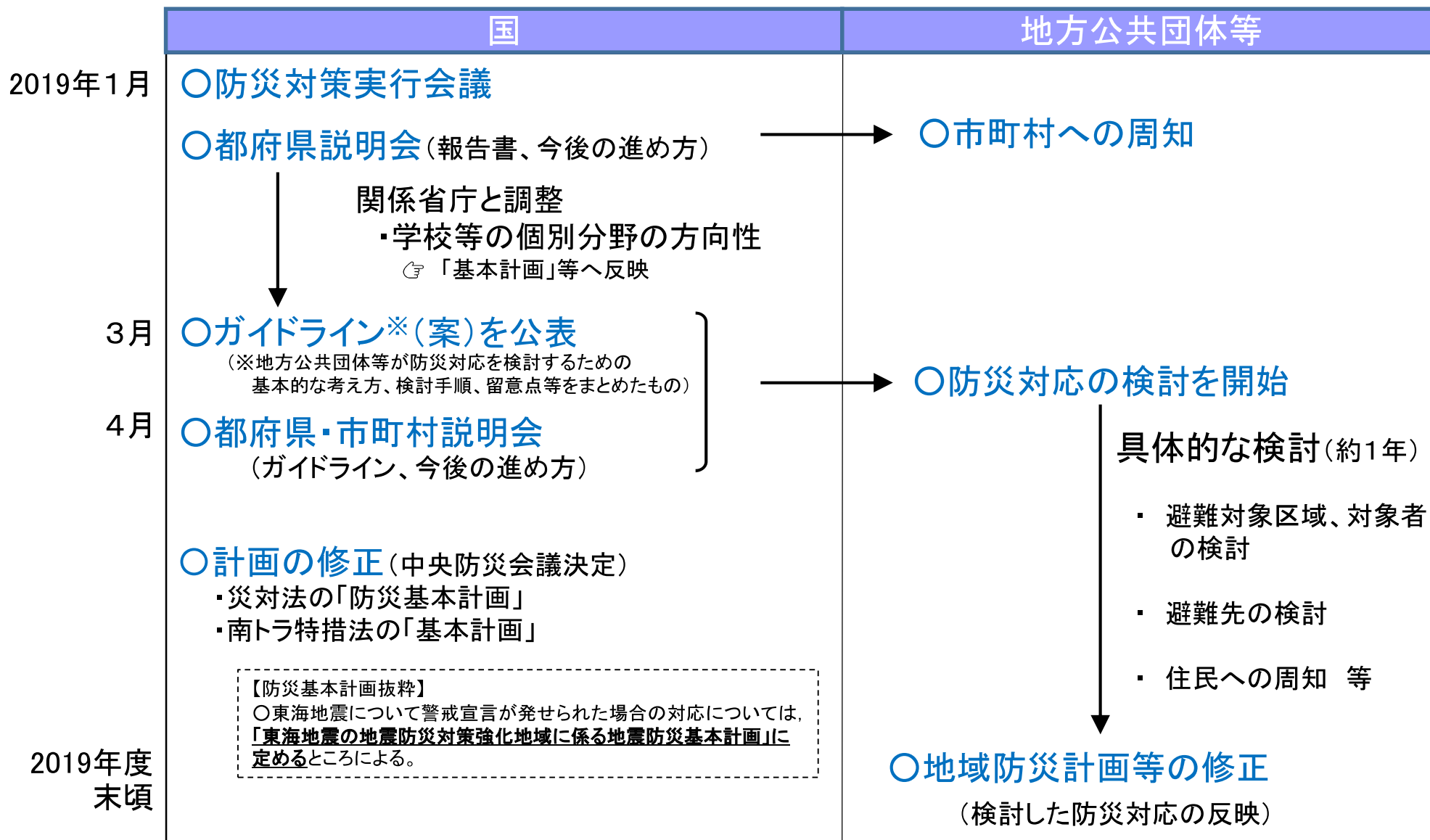
○H31.1.8「防災対策実行会議」(座長:菅官房長官)を開催し、以下の方針を確認。

災害対策基本法の枠組みの下、南海トラフでの後発地震に備えた住民の避難、企業の対応等について、自治体や企業向けのガイドラインの作成や実効性のある仕組みづくりを進めること。

○「防災対策実行会議」を受けて、H31.1.8山本防災担当大臣閣議後会見にて以下のとおり発言。

関係省庁と連携をして、防災基本計画等の見直し、個別分野の方向性を速やかに検討し、年度内にガイドライン案を策定し、再来年度、2020年度のしかるべき時期に本格運用を行う。

# 今後のスケジュール(案)



2020年度のしかるべき時期に、防災対応の本格運用開始